

沖縄県立南部医療センター・こども医療センターにおける  
個人情報の漏えい等のおそれがある事案の発生について

このたび、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下、「センター」という。）において、下記のとおり個人情報の漏えい等（漏えい）のおそれがある事案が発生いたしましたので、お知らせします。

南部医療センター・こども医療センターをご利用されております患者の皆様にご不安な思いをさせてしまうこととなり、深くお詫び申し上げます。

記

1 概要

センターが医事会計窓口業務を委託している日本総合整美株式会社において、診療費入金に係る書類の一部を誤って廃棄する事案が発生いたしました。

当該書類には、令和6年7月2日から22日の間にセンターにおいて支払いを行った患者様の要配慮個人情報（患者氏名等）が4,334名分記載されており、そのうち、クレジットカード支払を利用された方1,370名分については、カード会社名および使用したカードの名義が記載されておりましたことから、個人情報の漏えい等（漏えいのおそれ）に該当する状況が生じております。

なお、当該書類は、院内清掃業務を行う事業者が執務室内の清掃を行った際に、廃棄物と誤認して回収されていることから、既に焼却されたものと判断しております。

2 発生日

令和6年7月30日（火）

3 漏えいのおそれのある個人情報

患者氏名、受診した診療科、健保や国保等を示す保険種別、診療費の入金額、  
クレジットカードの会社名、カード名義

※患者の病名や生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、職業、クレジットカード  
番号の記載は、紛失した書類には含まれておりません

4 経緯

- ・ 7月30日（火） センター医事課執務室内において、委託職員が当該書類を利用後、定められている保管場所へ戻さず、執務机周辺に仮置きし退勤。
- ・ 7月31日（水） 出勤後、同書類が前日においた場所がないことに気づいたものの、他の職員が使用していると考え、所在確認を行わなかった。
- ・ 8月2日（金） 関係職員間で所在の確認を行ったところ、紛失が判明。全職員で探索したものの見つからず、当該書類が執務室内の個人用ゴミ箱周辺に仮置きされていたため、誤って回収・廃棄された可能性が高いと判断され、委託業者から病院側へ書類紛失に係る報告がなされた。

- ・ 8月15日(木) 職員および各事業者への聞き取りを継続した結果、院内清掃業務を委託している業者の職員が、7月31日の午前6時半頃に、当該書類を廃棄物と誤認し回収していたことが判明。書類を含むゴミは、午前7時に鍵付きの保管庫に保管され、午後1時に焼却場へ運搬された後、そのまま焼却処分されたものと判断された。
- ・ 8月22日(木) センターから該当する方へ、本事案にかかる謝罪文を送付

## 5 発生原因

病院における、書類管理・保管の不徹底が原因と考えております。

## 6 再発防止の取組

書類管理の見直しを図り、精算機関連書類を利用する際は、その都度ファイリングするとともに、所定の書棚への保管を徹底いたします。

また、日々の事務作業終了時に委託責任者と正職員の双方により、チェックリストを用いた書類の所在確認を実施するとともに、事務机付近のゴミ箱を撤去することで誤廃棄のリスクを減らすなどの再発防止策を講じてまいります。

なお、沖縄県病院事業局からも、8月15日付で、全県立病院に対して本件事案の共有を行うとともに、個人情報の保護に関する法律の遵守に係る注意喚起を実施しております。

## 7 本事案の悪用に関する注意喚起

今回の書類紛失に関する今後の報道等を受けて、本事案を悪用し再入金や還付金詐欺等が発生する恐れがあります。

何らかの不審な連絡を受けた場合には、支払い等に応じることなく、以下のお問い合わせ・ご相談窓口へ、ご確認のご連絡をお願い致します。

センターから確認のお電話や診療費の再入金を依頼することはありませんのでご注意をお願いいたします。

## 8 本件に関するお問い合わせ先

○南部医療センター・こども医療センター対応窓口

〈お電話でのお問い合わせ：平日 8時30分～17時〉

・電話番号（直通）：080-6493-5186

080-9853-8497

〈メールでのお問い合わせ：24時間受付〉

・メールアドレス：[xx036072@pref.okinawa.lg.jp](mailto:xx036072@pref.okinawa.lg.jp)

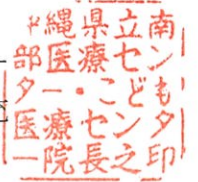
○沖縄県病院事業局 総務企画課 総務・危機管理班

電話番号：098-866-2832

南医第 1189 号  
令和 6 年 8 月 19 日

患者の皆様

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
院長 福里 吉充



書類紛失（誤廃棄）による個人情報の漏えいのおそれがある事案の発生について

この度、当院が医事会計窓口業務を委託している日本総合整美株式会社において、診療費入金に係る書類の一部を誤って廃棄する事案が発生いたしました。

当該書類には、個人情報である患者様の氏名等 4,334 名分（うち、クレジットカード支払を利用された方 1,370 名）が含まれており、個人情報漏えいのおそれがある事案に該当することから、当該書類に記載があった全ての患者様へお詫びいたしますとともに、本事案の概要についてご連絡させて頂いております。

皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

## 1 紛失書類の概要

- (1) 紛失書類：診療費入金自動精算機に係る書類（現金持出集計表、入金リスト）
- (2) 紛失期間：令和 6 年 7 月 2 日から令和 6 年 7 月 22 日まで
- (3) 含まれていた個人情報の種類：患者氏名、受診診療科、保険種別、入金額、

クレジットカード会社名、クレジットカード名義

※病名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、職業、クレジットカード番号は廃棄された書類には含まれておらず、これらについて漏えいのおそれはありません。

※書類は院内清掃業務を行う事業者が執務室内の清掃を行った際に、廃棄物と誤認して回収されていることから、既に焼却されたものと判断しております。

## 2 経緯

- ・ 7 月 30 日(火) 当院医事課執務室内において、担当職員が当該書類を利用後、定められている保管場所へ戻さず、執務机周辺に仮置きし退勤。
- ・ 7 月 31 日(水) 出勤後、同書類が前日においた場所がないことに気づいたものの、他の職員が使用していると考え、所在確認を行わなかった。
- ・ 8 月 2 日(金) 関係職員間で所在の確認を行ったところ、紛失が判明。全職員で捜索したものの見つからず、当該書類が執務室内の個人用ゴミ箱周辺に仮置きされていたことから、誤って回収・廃棄された可能性が高いと判断され、委託業者から病院側へ書類紛失に係る報告がなされた。

本件について、その後、職員および各事業者への聞き取りを継続した結果、院内清掃業務を委託している業者の職員が、7月31日の午前6時半頃に、当該書類を廃棄物と誤認し回収していたことがわかりました。書類を含むゴミは、午前7時に鍵付きの保管庫に保管され、午後1時に焼却場へ運搬された後、焼却処分されたものと判断しております。

### 3 再発防止策

書類管理の見直しを図り、精算機関連書類を利用する際は、その都度ファイリングするとともに、所定の書棚への保管を徹底いたします。

また、日々の事務作業終了時に委託責任者と正職員の双方により、チェックリストを用いた書類の所在確認を実施するとともに、事務机付近のゴミ箱を撤去することで誤廃棄のリスクを減らすなどの再発防止策を講じてまいります。

### 4 本事案の悪用についての注意喚起

今回の書類紛失に関する今後の報道等を受けて、本事案を悪用し再入金や還付金詐欺等が発生する恐れがあります。

何らかの不審な連絡を受けた場合には、支払い等に応じることなく、以下のお問い合わせ・ご相談窓口へ、ご確認のご連絡をお願い致します。

当院から確認のお電話や診療費の再入金を依頼することはありません。

### 5 お問い合わせ・ご相談窓口

〈お電話でのお問い合わせ：平日8時30分～17時〉

・電話番号（直通）：080-6493-5186

（直通）：080-9853-8497

〈メールでのお問い合わせ 24時間受付〉

・メールアドレス：xx036072@pref.okinawa.lg.jp

本件により多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますこと、大変申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。

当院では、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止策を講じるとともに、改めて個人情報の管理徹底を図っていく所存です。